平成２５年（フ）第２３号
佐賀県西松浦郡有田町南原丁13番地６
債務者　深浦　和子（旧姓江島）
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５４号
奈良市法蓮町158番地の１
債務者　後藤　裕子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　伸之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
沖縄県那覇市首里池端町１番地　よぎビル101
債務者　小野　　仁
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北澤　匡大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４３２号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―307号
債務者　高薄　真也
１　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９号
さいたま市見沼区大字南中野395番地１　グローブコートＤ―404
債務者　橋野　正雄
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
金沢市菊川１丁目34番28号　菊川マンション101号、従前の住所金沢市駅西本町１丁目５番２号
債務者　山地　直樹
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井美紀夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２００号
京都府福知山市石原１丁目89番地
債務者　濱　　孝修
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊山　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
大分県国東市安岐町瀬戸田1234番地１　市営上椿住宅27号、申立前の住所大分県国東市安岐町馬場886番地１　リバーサイドアスカ102号
債務者　武野　良一
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺﨑　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
熊本市中央区南千反畑町14番６号
債務者　坂田　静弘
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津留　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７７号
埼玉県川口市上青木西５―３―14　コーポ横田201、住民票上の住所埼玉県川口市西川口４丁目10番18―701号
債務者　根本　高文
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲葉　泰彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
東京都中野区弥生町２―29―８　藤原ビル202、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字宮野27364番地54
債務者　山下　靖弘
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２７号
佐賀県武雄市山内町大字宮野27364番地54
債務者　山下建比古
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５８号
愛知県岡崎市井田町字西田７番地
債務者　柴田　和己
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６００号
兵庫県姫路市東今宿３丁目８番１―103号アルモニー東今宿、従前の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34　306号クリーンピア東今宿
債務者　中島眞由美
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県赤穂市若草町68番地１、従前の住所北海道千歳市幸町２丁目５番地の１
債務者　鈴木二三雄
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県赤穂市若草町68番地１、従前の住所北海道千歳市幸町２丁目５番地の１
債務者　鈴木佐代子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部